

産前産後期間相当分（4カ月分）の国民健康保険料が減免されます！

対象となる方・届け出の時期

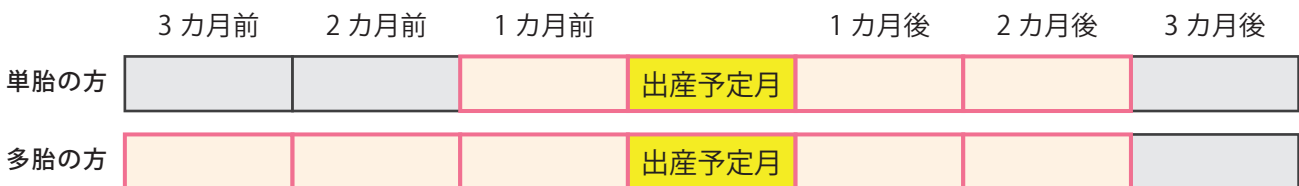
- 令和5年11月1日以降に出産予定の紀北町国民健康保険被保険者の方が対象です。妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。）
- 出産予定日の6カ月前から届け出ができます。出産後の届け出も可能です。
※世帯主からの届け出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給などにより、出産の事実が確認できる場合、届け出は不要です。

減免対象となる保険料

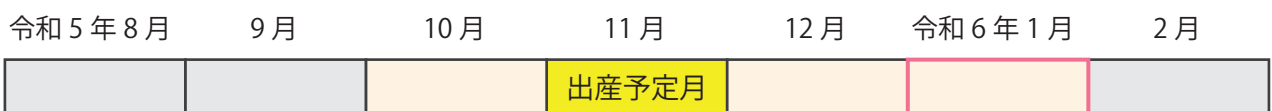
- 出産される方の産前産後期間の所得割額および均等割額

減免期間


- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）の国民健康保険料が減免されます。



- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減免されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減免されます。令和6年1月より前の期間については減免の対象とはなりません。

 …減免対象期間

- 保険料が減免された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届け出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険料軽減届出書（町ホームページからダウンロードできます。）
- ② 母子健康手帳、出生証明書など出産（予定）日や単胎・多胎の別が確認できるもの
- ③ 届け出者の本人確認書類と国民健康保険証

【問い合わせ・書類提出先】 本庁住民課 TEL (46) 3117・海山総合支所住民室 TEL (32) 3902

